

旧申請書（第二面）追加様式

本様式は、BELS評価業務方法書（平成30年5月15日改正）に基づく別記様式を用いる際の追加様式とし、平成30年10月末日まで用いることができるものとする。なお、ここに示される様式の各号は、BELS評価業務方法書（平成30年5月15日改正）に規定された各号を示す。

◇ 第二面（申請者等の概要）の【6.備考】への追加項目は以下の通り。

【6.備考】

- 建築主等と申請物件の利用関係 自己所有物件 賃貸物件 給与住宅
 分譲物件 その他
国庫補助事業への評価書等活用有無 有り（予定を含む） 無し

（注意）

「建築主等と申請物件の利用関係」における用語の定義は次のとおりです。

(1) 自己所有物件（持ち家、自社ビル等）

申請の対象とする範囲の過半以上を建築主が居住する目的又は自社の事務所等として使用する（予定の）もの。

(2) 賃貸物件（賃貸住宅、賃貸オフィス等）

申請の対象とする範囲の過半以上を建築主又は建築主より委託された会社等が、賃貸借の契約に基づき他人に貸し出す（予定の）もの。

(3) 給与住宅（社宅、公務員住宅等）

申請の対象とする範囲の過半以上を建築主（会社又は団体等）が所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させる（予定の）もの。この場合家賃の支払いの有無を問わない。

(4) 分譲物件（分譲住宅、分譲オフィス等）

申請の対象とする範囲の過半以上を販売する（予定の）もの。

(5) その他

上記以外のもの。

旧申請書（第四面）追加様式

本様式は、BELS評価業務方法書（平成30年5月15日改正）に基づく別記様式を用いる際の追加様式とし、平成30年10月末日まで用いることができるものとする。なお、ここに示される様式の各号は、BELS評価業務方法書（平成30年5月15日改正）に規定された各号を示す。

◆ZEHに関する事項

◇「ZEHとりまとめ」（平成30年5月）に基づくZEHマークを表示する場合

第四面（申請対象に関する事項（建築物））の【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】の修正項目及び【10. 備考】の追加項目は以下のとおり。

【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

- 『ZEH』（ZEHマーク+「ゼロエネ相当」）
- Nearly ZEH（ZEHマーク） ZEH Oriented（ZEHマーク）
- ゼロエネ相当 記載しない

【10. 備考】

- ・「一戸建て住宅」又は「店舗等併用住宅の住戸部分」でZEH Orientedの場合に申告する事項
 ZEH Orientedの要件（注意2）に適合する
- ・申請対象となる住戸の在する建築物の用途
（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分）

（注意）

1. 第三面の【9. 申請の対象とする範囲】における選択肢が「一戸建ての住宅」又は、「住戸（共同住宅等・複合建築物の住戸部分の場合）」となる場合に限ります。
2. 【10. 備考】 「一戸建ての住宅」又は「店舗等併用住宅の住戸部分」でZEH Orientedの場合に申告する事項は、「北側斜線の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域）」又は「高度地区において高度斜線が設定されている地域」であって、敷地面積が85㎡未満である土地（住宅が平屋建ての場合は除く）に建設される住宅で、外皮及び一次エネルギー消費量の基準に適合する場合に申告してください。

旧申請書（第六面）追加様式

本様式は、BELS評価業務方法書（平成30年5月15日改正）に基づく別記様式を用いる際の追加様式とし、平成30年10月末日まで用いることができるものとする。なお、ここに示される様式の各号は、BELS評価業務方法書（平成30年5月15日改正）に規定された各号を示す。

◆ZEHに関する事項

- ◇「集合住宅ZEHとりまとめ」（平成30年5月）に基づき住戸にZEHマークを表示する場合
第六面（申請対象に関する事項（住戸））の【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】の修正項目及び【10. 備考】の追加項目は以下のとおり。

【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

- 『ZEH』（ZEHマーク+「ゼロエネ相当」）
 Nearly ZEH（ZEHマーク） ZEH Ready（ZEHマーク）
 ZEH Oriented（ZEHマーク）
 ゼロエネ相当 記載しない

【10. 備考】

申請対象となる住戸の在する建築物の用途

（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分）

（注意）

1. 第三面の【9. 申請の対象とする範囲】における選択肢が、「住戸（共同住宅等・複合建築物の住戸部分の場合）」となる場合に限り、
2. 【10. 備考】の「申請対象となる住戸の在する建築物の用途」が、「共同住宅」又は「長屋」の場合に限り、

旧申請書（第四面）追加様式

本様式は、BELS評価業務方法書（平成30年5月15日改正）に基づく別記様式を用いる際の追加様式とし、平成30年10月末日まで用いることができるものとする。なお、ここに示される様式の各号は、BELS評価業務方法書（平成30年5月15日改正）に規定された各号を示す。

◆ZEH-Mに関する事項

- ◇「集合住宅ZEHとりまとめ」（平成30年5月）に基づき住棟にZEH-Mマークを表示する場合
第四面（申請対象に関する事項（建築物））の【7. 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】の修正項目及び【10. 備考】の追加項目は以下のとおり。

【7. 「ZEHマーク」に関する表示】

申請書選択肢は評価書の表示項目。カッコ書きは表示マーク。

- 『ZEH-M』（ZEH-Mマーク） Nearly ZEH-M（ZEH-Mマーク）
 ZEH-M Ready（ZEH-Mマーク） ZEH-M Oriented（ZEH-Mマーク）
 記載しない

【10. 備考】

申請対象となる住戸の在する建築物の用途

（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分）

（注意）

1. 第三面の【9. 申請の対象とする範囲】における選択肢が、「共同住宅等の住棟」又は「その他部分による（複合建築物の住宅部分全体）」となる場合に限りです。